

1989年国連事務総長年次報告

ハビエル・ペレス・デクエヤル



国際連合広報センター

1989年国連事務総長年次報告

ハビエル・ペレス・デクエヤル



国際連合広報センター

50年前の今月、ヨーロッパはやがて他の諸大陸も巻き込んで後に第二次世界大戦と呼ばれる戦争に突入した。そのわずか四半世紀前にも同様の事態が発生していただけに、当時の国際体制がいかに崩壊しやすいものであったか、その本質を暴露したものにほかならなかった。しかしその時受けた大きな痛手が故に、すべての主権国家は力を合わせて国際関係で全く新たな出発を期したのである。戦争が終結したとき、平和により確固たる基盤を与えるために国際連合を創設した。

この新しい基盤がさまざまな偶発事態においてどれほど強固なものであり得るかはそれ以来の年月のほとんどを通じて結論が出ないまま今日に至っている。

平和が、かつて知り得なかった意義や価値を、とくに多国間の努力という次元の価値を切り開いたことについては、疑問の余地はない。1945年から現在までの人間が経験することを現実的に見る目を持つならば、国連の存在と機能を反映した世界情勢の変化を無視することは不可能である。各国に共通の関心事を網羅する国際的な活動目標が具体化したのは、国連の提唱のもとであり、そのために国際社会の営みにおいて大幅な変化が可能となり、それもおおむね平和裏に遂行され得たのである。

しかしこの全ての営みの中核には、これは構造的なものではないのだが、依然として大きな空白が残っていた。世界平和の強さと耐久性をめぐる中心的な問題にはあいまいさがつきまとい、明確な解答は得られなかった。集団安全保障体制が冷戦の人質にされた。そのため、戦争か平和かという重要問題が、その理非について検討されなかった。紛争はくすぶり続け、代理戦争が起こり、緊張が慢性化した。政治的な論議にも、世の終わりのハルマゲドンを思わせるイメージや表現が入り込んだ。このような状態が生み出した政策が国連にどのような影響を及ぼしたかは、これまでの年次報告ですでに十分に指摘した通りである。控え目に言って、国連はその結果待ちの姿勢を強いられた。すなわち常識と世界情勢の変動が、国連憲章で定められたような国際問題解決法への復帰をもたらすまで、ただひたすら待つほかなかったのである。

そのような復帰の兆候を目の当たりにするようになってから、まだ丸2年とたっていない。二大勢力圏もいまでは両者間の安定した平和の基盤を求めて、たゆまぬ努力を開始している。安全保障理事会の常任理事国間でも協力の気運が高まり、長年にわたった紛争のいくつかの解決をめざす果敢な外交的努力が促進されている。地域的な文脈においても、対立する立場を和解させ、妥協を達成するための提案が行われて、重要なイニシアチブが発揮されている。すべての国に共通する新世代の問題についての認識も高まりつつある。

本年次報告が対象とした1年は、いわばこうした傾向や努力の強化と拡大の年であった。それ以前の段階における否定的側面に言及したのは、われわれがいま目撃している過渡期の規模と程度を強調したかったからである。こうした過渡期はその性質上、急激にも平穏にも推移しえない。何年も前に解決されるべきだった問題が未解決のまま残っているのは、たんに大国間の対立があったからではない。副次的な問題が加わって、さらに複雑さを増したからである。しかし長年にわたり挫折感を味わわれたこれらの問題にも、いまでは真剣な取り組みが開始されている。これは第二次大戦直後に始まった不毛の対決の時代の終わりを示すものだといううれしい仮説も成り立つかもしれない。だがそう考えるのは容易であるにしても、この種の仮説は、それを確認する証拠の潮流に乗らなければ広がることはできない。

I I

国連はこの1年間、世界の紛争地域に平和をもたらすための活動に真剣に取り組んできた。その役割はこれまでも現在も、ますます多くの事例において、つい先日までは手に負えないように思えた問題の解決に不可欠とみなされている。いまではそれどころか、その歴史を通じてかつてなかったほど、国連の援助が求められているのである。国際問題の永続的な解決をはかるためには、国連憲章に定められたような万人に受け入れられる諸原則を基盤とする必要があるという認識から、明らかな変化が生じたのである。多国間協力と国連に対する信頼がこのように回復されたことに対して、私は心から満足の意を表したい。今日では国連および事務総長の代表が世界のさまざまな地域で平和のための困難な課題に取り組んでおり、いくつかの紛争地域への私自身の訪問もまた、国連に対していかに多大の信頼が寄せられているか、責任が委ねら

れているかを銘記させてくれた。このような期待が裏切られず、必ずかなえられるようにすることは、平和にとって極めて重要な課題である。

ナミビアの独立達成は国連の主要目標のひとつであり、私個人にとっても、脳裏を離れることのない重大な関心事である。過去1年間にはこの目標への大きな前進が見られた。ナミビア領内に国連独立移行支援グループ（UNTAG）が設置され、国連の監視と管理のもとに自由で公正な選挙を実施するための努力が続けられているが、これは国連がこれまでに行ってきた活動のなかでも最もやりがいがあり、かつ重要なもののひとつである。その成否は、国連の計画、停戦協定およびこれに関連する活動のすべての条項が厳密に履行されるか否かにかかっている。現時点ではまだ、未解決の重要問題も残っている。しかし安保理および関係者、国連事務局の多角的な努力によって、過去および現在の多くの困難が存在するにしても、ナミビア独立計画の実行はもはや逆行不可能とみなすべき段階を迎えている。

これに関連しては、軍事部門が強制力をもたないUNTAGには関係者の全面的な協力が必要であること、関係者全員が絶えずその義務を尊重し、順守を誓った取り決めや了解事項を厳守する必要があることを繰り返しておきたい。

送還を望んで登録していたナミビア難民のほとんどは、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の尽力で、すでに帰国を果たしている。現在は有権者登録の手続きと選挙運動が進んでおり、選挙が国連の効果的な監視と管理のもとで完全に自由かつ公正に実施されるよう、格別の配慮が払われている。選挙法案は現在、いくつかの問題点を除去するために活発な論議の対象となっており、国連がその条文に満足しないかぎり公布されないことになっている。制憲議会の権限に関する法律についても同様である。なおも慎重な検討を要するその他の問題点には、南西アフリカ警察隊に依然として反乱鎮圧部隊の元隊員が含まれ、現在は基地に拘束されていることのほか、南西アフリカ領軍隊の指揮系統の完全解体、政治的理由による拘留者の全面釈放、この選挙がマスコミ媒体によって公平に取材されるという保証の取り付け、選挙から独立までの期間の設定などがある。これらの問題にはいずれも私の特別代表が意欲的に取り組んでおり、私も綿密な関心を注いでいる。

この数年間に築かれた比類のない国際協調関係は多くの当事者の努力のたまものだったが、国連の監視と管理下での自由かつ公正な選挙によってナミビアに独立をもたらすという過程が滞りなく完了するまでは、この関係を維持する必要がある。

10年にわたった中米の混乱を終結させるためにコスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア5カ国の大統領たちは、彼らが2年前にグアテマラ協定によって定めた平和と民主化の目標を実現するための具体的な計画を作成している。ニカラグアで行われる選挙の純粋さと透明性を確保し、ひいては民族和解に役立てるための国連による監視活動も進行中である。不正規軍および反乱運動に対するグアテマラ協定とは相容れない援助を停止し、一国の領土を他国への攻撃に利用しないという誓約の順守状況を国連がこの地域全域に配置する軍事オブザーバーによって検証するという計画がやがて安保理に提出されるが、その安保理での検討に備えて準備を整えるため、調査団が現在この地域を訪れている。国連はまた部隊の自発的な解散、ニカラグア反政府勢力およびその家族の本国への送還、再定住などのあらゆる段階においても広範な責任を負うことになる。このような大規模な計画の実施には軍事部門も必要となるかもしれないし、またいずれはUNHCRをはじめとする国連システムのその他のプログラムや機関の全面的な活用も必要となるかもしれない。

エルサルバドルでは広範囲な災害を伴う激しい戦争が続いているが、このような新たな政治的発展がこの国においても対話と和解につながることを期待される。ホンジュラスのテラでこのほど開かれた首脳会談で5カ国政府が発表した明確なアピールが無視されるようなことがあってはならない。この地域全体に国連の軍事オブザーバーを配置することは、こうした努力を支援する新たな機会を提供することだろう。

安保理は決議637(1989)を通じて、グアテマラ協定の調印によって新たな段階を迎えたこの平和への過程に強力な支持を与えている。安保理は私に仲裁を継続するよう促しており、私もそうするつもりではあるが、そのためには安保理との協議を続けて、必要に応じてその承認を得るようにしたい。この地域の各国の努力を援助するに当たっては、中米以外の諸国も重要な役割を演じる。この地域の不正規軍と反乱運動がグアテマラ協定の履行に確実に協力するよう仕向けるためには、継続的な努力が要求される。

国際社会、とくに人道的な努力や開発への努力に多大の援助を提供している諸国は、グアテマラ協定に含まれている5カ国大統領の要請に応じた総会決議（1987年10月7日の42/1および同年12月11日の42/204）に基づいて作成された中米経済協力特別計画の初期の段階に少なからぬ援助を与えてきた。いま必要なのは、積年の諸問題を克服するためにこの地域が必要とする強力な支持を与えることによって、ようやく姿が現われ始めた平和を強化することである。われわれはまた、1989年5月にグアテマラ市で開かれた国際中米難民会議で決定された計画を実施できる段階にも到達しているかもしれないが、これにもやはり、大規模な援助がさらに必要である。この不幸な地域の大量の難民や故郷を追われた人々は、このような開発と人道的援助の分野での努力を通じてこそ、平和のありがたさを身にしみて感じられるようになるのである。

カンボジアで今年これまでに生じた有望な展開に基づき、フランス政府の発議によるカンボジア会議が先月バリで開催された。この会議は包括的な解決策に必要ないくつかの要素を練り上げるのには成功したものの、20年間にわたって極度の苦難や戦争と破壊を強いられてきたクメール民族に、彼らが切望する安定した平和を取り戻させるのに必要な全面的な解決にいたるには、依然として重大な政治問題がいくつか立ちはだかっている。

私は、戦闘が容易に予測できる結果を招き、すべての当事者を混乱に陥れることを考慮するならば、現時点では戦闘の再発防止を重視すべきだと考える。フランス、インドネシア両共同議長国のリーダーシップによってバリ会議で確立された事後検討メカニズムはしかし、外交的過程の継続やこの会議の再開も可能との期待を抱かせる。私も、これまでの行ってきたような調停の努力を継続するつもりである。

この数カ月間にはさらに、14年間も続いた西サハラ紛争の終結をめざす明るい事態も見受けられた。この紛争の当事者は1988年8月、アフリカ統一機構（OAU）議長と私が提案した和平計画をいくつかの所見や注釈つきで受け入れる旨を明らかにしたが、その実施に関する実質的な討議は行われていない。私はこのほどこの地域を訪れた結果をもとに、国連本部にこの計画の実施面の細目を決定するための技術委員会を設置するよう提案した。この提案が受け入れられ、委員会の初の会合は7月に開催された。紛争の両当事者代表とOAU議長、国連事務総長が参加するこの委員会では、和平計画の手はずやその実施方法についての説明が国連によって提供されて

いる。この委員会はまた両当事者に、計画の各段階について懸念を表明する機会も与えている。これには微妙な問題もいくつか残っており、OAU議長と私自身が積極的な関与を続ける必要がある。

アフガニスタンに関しては1988年 4月14日にジュネーブで和平合意が成立し、11月 3日には総会決議43/20 が満場一致で採択されたが、アフガニスタン住民の苦難は依然として終わっていない。2月に実施された外国軍隊の全面撤退は平和解決への重要な一歩だったが、一層の進展をはかるためには、協定および総会決議の完全な実施が望まれる。現地では戦闘が拡大し、軍需品の大量流入が続いている。現状では国連の人道的援助計画もこれまでのところ、努力を尽くしたにもかかわらず、ひどく阻害されている。

アフガニスタン問題は政治的手段のみでしか解決できない。解決には国際レベルと国内レベルの両面での合意が必要である。このような合意はまだ達成されていないが、周辺および関係諸国間の対立の幅を狭めるための努力が続けられている。しかしこれ以外にもさらに、アフガニスタン住民各層の願望が確実に表明できるような機構を設けることが基本的に必要である。私は総会から委ねられた使命を果たすため、今後もしできる限りの努力を尽くしたい。

イラン・イスラム共和国とイラクの戦闘は1988年 8月20日に停止し、国連の軍事オブザーバーが停戦の順守を監視するという任務を引き受けた。停戦はそれから1年後の現在も続いている。

人命の多大な損傷はこのように終結したものの、これは安保理決議 598 (1987) がやっと実施され始めたことを意味するにすぎない。この地域に安全と安定を回復するために決議で要望されたその他の手段は、依然としてとられていない。私が任命した特使と私は、1988年 8月 8日の合意に基づいて、この1年間にイラン・イスラム共和国、イラク両国の外相と結論には達しなかったものの数回にわたって直接交渉を行い、相互信頼をはぐくむような方法で総会決議を実施するための方策を提案した。8年にも及んだ血みどろの戦争が両国に不信感をつのらせている。したがってわれわれが依然として直面しているのは、満場一致で採択され、しかも強制力をもつこの決議を、どうすればこのような状況下で実施できるのかという問題である。この地域に

永続的な平和が回復できるかどうかは、この目的を達成する方策が見いだせるかどうかにかかっている。

私の昨年 of 年次報告以降、キプロス問題の解決をめざす努力はとくに活発に展開されてきた。この問題の25年間にわたる歴史で初めて、ギリシャ系住民とトルコ系住民の指導者が直接、包括的な解決を達成するための努力の継続を約束したのである。私のキプロス特使はそのため、私が1988年8月にとったイニシアチブに基づいて1988年9月以来、両指導者間の定期的な会談を主催している。両指導者はまた1988年11月と89年4、6月に国連本部で私と会談して、それまでの成果を振り返るとともに、今後の方針について合意した。これらの会談はキプロス問題を構成する争点を解決するための選択肢を明らかにするのに役立った。依然として未解決の問題点や不信感を過小評価するつもりはないが、われわれはいまや、両住民社会の正当な利益を保護し、その関心を満たすことができる包括的な解決策の達成が可能と思われる決定的な段階を迎えていると思う。ようやく手が届くところまできたかに見える機会を双方がつかめるよう、私は安保理から委任された調停権限に基づき、今後もあらゆる努力をしたい。

朝鮮半島情勢に関する未解決の諸問題が解決に進むかどうかは、南北両朝鮮間の対話が継続されるか否かにかかっている。世界的に対立緩和の雰囲気や過去の紛争の遺産である諸問題を解決したいという機運が高まっていることは、双方の間の対立点の円満な解決を容易にするのではないかと期待している。そのために両国政府が希望するならば、私はこれまでどおり、どのような援助も惜しまない。

南アフリカの不法で時代錯誤的なアパルトヘイト政策の根絶は国連の第一の責任であり、広く認められた目標である。ナミビアで情勢の前向きの変化や地域問題の解決に役立つ政治環境が生まれていることは、南アフリカの根本的な変化を促進することだろう。アパルトヘイトをたんに薄めたり緩和したりするだけでは、南アフリカのみなならず全世界の人々の大多数の期待に応えられないことは明らかである。国連はすでに南アフリカ政府に対し、その政治的将来を決定する民主的プロセスを開始するために必要な、多数派の真の代表との国民的対話を実現できる雰囲気をつくり出すうえで必要な措置を明らかにしている。これらの措置には、すべての政治犯の釈放、政治団体および個人に対する制限の撤廃、言論および行動の自由の回復、および非常事態宣

言がもたらしたその他すべての事態の終結などが含まれる。

国連総会は12月に、この問題について特別総会を開催する。私は南アフリカ政府に対し、アパルトヘイトの撤廃を求めるこの明確な要望に対して積極的かつ信頼できる回答を示すよう要望したい。南アフリカにはいま、その意図に対するすべての懸念を払拭し、組織的な人種差別と少数派支配のシステムが必然的にもたらす抑圧と暴力を一掃するための、勇敢で新しい道を切り開く機会が訪れている。

中東情勢は依然として重大かつ深刻な懸念を抱かせている。これは政治的な原則や問題がかかっているばかりでなく、これらの諸問題が解決できないため、広範囲にわたる人々が苦難にさらされているからである。パレスチナ民族評議会が1988年11月にアルジェで、またその1カ月後にジュネーブで下した決定によって外交的なはずみがついたために生じた和平への早期前進の期待は、遺憾ながら、当事者間の不信と疑惑に取って代わられてしまった。そのためイスラエルとパレスチナ人の間の対話を促進しようとした双務的な努力は、これまでのところ不成功に終わっている。効果的な交渉過程への道を開くために私が頻繁に行ってきた、関係当事者の最高レベルおよび安保理常任理事国との接触を含む努力も、残念ながらやはり実っていない。またこのほど、安保理決議 242 (1967) の妥当性に疑問を投げかける宣言が行われたことにも不安を抱く。この決議は満場一致で採択されていらい、包括的な解決には絶対に欠かせない基礎とみなされてきた。この点に関する合意ができない限り、真の前進が達成される見込みはない。

イスラエルの占領下にある領土の情勢はその一方で悪化を続け、2年近く前にインティファダ（蜂起）が起きていらい数百人の住民が殺され、数千人が負傷あるいは拘禁されている。安保理はイスラエルに対して繰り返し、戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約に基づく義務を履行するよう呼びかけてきたし、私もまた、国際社会の要請にもかかわらず人権が広く侵害され続けていることに対して遺憾の意を表明してきた。しかし、イスラエルの占領地域全域でほぼ連日発生している衝突を解消させるためにまず取り組まねばならないのは、問題の政治的側面である。私はそこですべての当事者に対し、安保理決議 242 (1967) および 338 (1973) に基づき、パレスチナ人の民族自決権を含む正当な権利を十分に考慮した効果的な交渉の過程を設ける緊急の必要があることを訴えたい。このような過程が遅れれば遅れる

ほど、その開始をめぐる障害が増大し、情勢はさらに爆発の危険を高めるだろう。

レバノンの政府および社会機構が着実に崩壊を続け、レバノン紛争のすべての当事者が空前の暴力行為に走っていることには、全世界が仰天している。ベイルート市内および周辺での軍事的対決が不安なまでに拡大し、さらに外部勢力の介入を招く危険も生じたため、私は1989年 8月15日に安保理議長に対し、国際平和と安全に対する重大な脅威が迫っているため、緊急に安保理を開催するよう要請した。安保理は同日開催され、情勢の悪化に重大な関心を示すとともに全当事者に対し、全面かつ即時の停戦を呼びかけた。安保理はまた、アラブ首脳三国委員会の努力を全面的に支持して、他の諸国に対しても、その努力を支持するよう要請した。私は安保理の方針に基づき、三国委員会との関係のもとに、安保理の意図を実行に移すために適切と思われるあらゆる接触をはかっている。

私は、レバノンの統一と主権、領土保全、独立の回復を確保するに当たっては、国際社会も責任を果たすべきだと心から信じている。国連の加盟国には当然、それだけの権利があつてしかるべきである。

I I I

国際情勢が過去3年間に大幅に改善された結果、平和維持活動への要望と熱意が改めて高まってきた。すでに4つの新たな活動が開始され、少なくとも3つが積極的に検討されている。過去のそれほど平穏ではなかった時代にまかれた種が成長し、増殖しているのである。この活動の価値が広く認識されていることは、昨年のノーベル平和賞が国連の平和維持活動に対して贈られたことにも反映されている。平和維持活動のための新しいアイデアや新たな方向づけも、国連の内外で検討されている。

これはまことに喜ばしい。しかし国連の能力を最大限に活用し、この重要で貴重な活動を前向きかつ建設的に発展させるためには、平和維持活動の現状を綿密に監視し続けることが肝要である。耐えず再考する必要があるのは、大別して、機能、能力、支援の3分野である。

機能に関していうならば、平和維持活動はいまや、国際的な平和と安全に関連があるにしても、国家間の境界や紛争当事国同士の間ではなく、もっぱら一国の境界内で発生した情勢に対処しなければならない場合が少なくない。平和維持活動は現在、選挙の管理や複雑な合意の履行状況の監視などを含む、より広範囲な任務の遂行を求められているのである。

国連には何ができて、またできないのか、どのように対処すべきなのかについては、厳密な分析を続けることが重要だと思う。この点に関しては、これまで平和維持活動の基盤となってきた基本原則が、われわれの今後の活動の指針となるのではあるまいか。それは、与えられる任務が実行可能なものであること、安保理の一貫した支持が与えられること、紛争当事者の協力が得られること、加盟諸国が必要な人員および資源を進んで提供すること、地理的にバランスがとれた国連を代表できる部隊が編成できること、効果的で統合された国連軍司令部が存在すること、必要かつ十分な財政・補給支援があること、などである。

活動方式もやはり、絶えず再検討の対象とする必要がある。平和維持活動での武力行使はこれまで例外的に、自衛のための最後の手段としてのみ許可されてきた。この原則は守り抜くべきであろう。これらの活動はつまるところ、強制活動ではないからである。しかし私は、新しい建設的な意見一致が国連の政治的役割を初めて活気づけている現状から、どうすれば平和維持軍地上部隊の力と信頼性を向上できるのかという問題も検討できるようになったと考える。力とは必ずしも武力行使を意味しない。むしろ武力行使の必要がないほど強力であることを意味する場合が少なくない。遠い紛争地域に派遣された国連軍将兵にこれまで以上の敬意と国連の決定の順守を確保するのに必要な手段と支持を与える方法について、手に余るほどの新たな冒険的事業に着手する以前に、加盟国間で真剣な討議が行われることを期待する。平和維持活動の信頼性と権限の向上問題はここ国連で、加盟国、とくに安保理の理事国によって検討されねばならない。

平和維持活動への参加は、これまでは軍人が圧倒的に多かった。しかしナミビアではその活動の変形が見られる。いまや平和維持の多様な機能が論議されている状況に鑑み、軍人と警察官、文民の新たな組み合わせを検討することが望ましい。

能力に関していうならば、平和維持活動はこれまでも常に乏しい資金で運営されてきた。世界各地での新たな活動が差し迫っているだけに、私はいま、国連の平和維持能力は国連本部において支える必要があるのではないかと考えている。一部の諸国がすでにそうしているように、これには加盟国も、平和維持活動用に予備軍を待機させる可能性を検討することなどによって貢献できるだろう。われわれはまた訓練状況にも留意し、国連の平和維持任務に即応できるかどうかを測る尺度として、各国軍隊の平和維持活動用の訓練度を高める方法も検討すべきだと思う。提供可能な指揮官や参謀将校の名簿を用意することなども、将来はやはり役立つかもしれない。

支援は当然ながら、能力を左右する鍵である。平和維持活動の資金調達には長い、あまり誇れない歴史がある。過去の財政問題の多くは政治的な対立と関係があったが、それはもはや解消したと思いたい。われわれはそれでもなお、平和維持活動の資金ぐりに関しては重大な問題を抱えている。

平和維持活動の経費は実のところ、それに代わる選択肢に伴う人的、財政的、軍事的コストと比較するならばわずかにすぎない。平和維持費は各国の軍事支出と比べれば、しごくわずかではしかない。しかも平和維持活動は、各国のこの種の支出を削減するための計画に重要な役割を果たしうるのである。

現在の財政的取り決めは、複雑な活動が展開されている時期においては危険なまでに制限が多いばかりでなく、軍隊を提供する諸国に不当な財政的負担を強いる結果にもなっている。それだけでなく、平和維持活動にとって心理的に不可欠な集団の責任という概念を薄めさせる結果にもなりがちである。

私は加盟国がこの平和維持活動の財政問題と、緊急に、かつまた想像力を発揮しながら取り組むことを希望する。数ある可能性のなかでも有望と思われるのは、平和維持用に全加盟国が支持する特別基金を設けることである。このような基金は安保理が命じる活動の時宜を得た着手を非常に容易にする。ちなみに、それに対してどの程度の拠出が行われたとしても、それは各国の現在の軍事支出に比べれば取るに足らぬものでしかないだろう。

現在の仕組みの不十分さがとりわけ明らかになっているのは、平和維持活動の補給支援面においてである。これについてもやはり、新たな政治情勢が、これまでよりもはるかに自由な意見交換と一層の協力を可能にするのではないか。私はとくに、大規模で広範にわたる軍事機構をもつ諸国が協力して、国連の平和維持活動のためのより信頼できる、また即応可能な補給機構を作るためにはどうすべきかを検討することを期待している。

以上はどちらかといえば短期的な目標である。われわれは長期的には、国際的な法の支配と国際平和と安全の維持に必要な信頼できるシステムを確立するための基礎的な努力に、平和維持活動はどのように組み込まれるのかを考えておく必要がある。現在その兆候が現れているように各国がこれらの目的について協力すれば、代理および象徴的な参加の効果は大幅に増大する。平和維持は過去も現在も、世界の紛争地域で平和と和解を達成しようとする国際的な意志を表明する劇的な方法なのである。もしも国際的な合意によって支持され、真に国際的な努力によって維持されるならば、平和維持活動は平和な世界を築くためのわれわれの努力全般において、まことに重要な信頼できる役割を演じることができるだろう。

I V

紛争を防止し戦争の危険を縮小し、また年月を経たものか新たに発生したものかを問わず、紛争の最終的な解決をはかるための努力は、信頼できる平和戦略の重要な一環である。

国連は、世界の安全の保護者として機能する能力があることを証明する必要がある。そのためには国連機構の変更も、あるいは関連諸機関間の権限配分方式の変更も必要としない。必要なのは国際情勢の進展に照らして、現在の機構と能力を改善することである。

武力紛争の防止は、安保理および事務総長の責任に関する国連憲章の条項によって規定されている。第34条が国際的摩擦に導くか紛争を発生させる恐れがあるすべての事態について、また第99条は、国際平和および安全の維持を脅かすと事務総長が認め

る事項について言及している。しかしこれまでは、すでに繰り返し指摘されたとおり、情勢が明らかに悪化して武力行使が開始された場合にのみしか取り組まないのが一般的な慣行であった。だがわれわれの経験は、いったん開始された戦闘行為を停止させるのは、各国がもはやあとへは引けない段階に突き進むのを抑止するのよりはるかに困難であることを示している。

国連の戦争防止能力を活性化するためには、爆発の前兆を示す事態については早期に話し合う必要があることがはっきりと認識されねばならない。そのためには、時宜を得た正確、公平な情報が必要条件となる。事務総長に入手可能な資料は現在のところ、政府代表から提供される情報と、それを補うために収集・分析した新聞報道や解説などにすぎない。先行型の外交以上のものが要求される場合には、これでは明らかに不十分である。事務総長には、戦闘が切迫している情勢が発生したさいの軍事使節団の任命はもちろん、監視所の設置、事実調査団の派遣といった措置についても、たとえさらに調査あるいは照合が必要となるにしても、信頼できる確実な情報が備わっていなければならない。さもなければ、憲章第99条に基づいて安保理の注意を促すべきかどうか、いつそうすべきかを判断することはできない。この条項を適用するか否かは事務総長に一任されており、それが及ぼす結果にも入念に配慮する慎重さが必要である。紛争の調停には静かな外交のほうが効果的な場合もある。客観的な情報の欠如や不足はいずれにせよ最悪の結果を招きかねない。しかし初期の段階にある紛争を世界的な監視下に置くことができるようになれば、混乱が生じる可能性が減り、その拡大防止に当たって安保理が優柔不断な態度をとる可能性も少なくなるだろう。たとえば、紛争に発展する恐れがある情勢を事務局がまったく公平な立場から監視するため、宇宙配備その他の技術的監視システムから情報を直接入手できるようにすることも考えられるが、問題は、このような近代技術の潜在能力が平和への貢献に利用可能かどうかにある。

さらに望ましいのは、さまざまな地域における国際平和と安全の現状を検討するため、安保理が定期的な会議を開くことではないか。こうした会議が補足的な外交を十分に誘導し、影響を及ぼすことができるようにするためには、外相レベルで開催するとともに、必要とあれば非公開とすることも役立つかもしれない。このような簡単な手段でも、平和を脅かす事態によって国連が不意をつかれるといったことがなくなるよう保証できるだろう。国際的な摩擦が発生しそうな場合には、安保理は独自の

行動をとることもできるし、事務総長が直接、あるいは特別代表を通じて調停に当たるよう要請することもできる。安保理はまた必要とあれば危機回避のため、関係がある地域機構の協力を求めることもできる。

危機が差し迫っている場合においても一般に、当事国同士が、後になれば降伏とみなしがちな譲歩にも応じやすい時期が存在することは、改めて強調するまでもあるまい。このような時期は、とにかく交戦状態につながりやすい不安や疑惑の緩和に多角的な外交が効果を発揮できる機会を提供する。もしも最初の試みで困難が生じた場合には、当事国間のその他の接触やコミュニケーションの手段を利用すればいい。これには当然、加盟国が国連の調停能力の強化と利用法を考えたうえで政策判断を下すことも必要となってくる。

それにはまた、集団的な影響力という形で国連、とくに安保理が保有する紛争解決手段を行使するという決意も必要となる。憲章第7章の規定の適用は極端な例であって、当事国が解決策に対して、あるいは解決策をめぐる信頼できる交渉過程の開始に対して強硬に反対している中間段階においては、国連には政府や人々の世論を動員するとともに、消極的な態度がもたらす結果について適切な警告を発することも可能である。この種の警告は必ずしも公表する必要はなく、場合によっては内密に伝えたほうが効果があるかもしれない。しかしこのような警告も、紛争防止についての加盟国の一致した意志によって支持されない限り、あるいは支持されているという印象を与えない限り、説得力を発揮することはできない。紛争の是非について加盟国間にある程度の党派心が生まれることは避けがたいし、異なる見解の表面化がバランスのとれた解決策を示唆することもありうるが、憲章に基づく第一の義務、すなわち戦争の防止に関しては、いかなる不一致も許されない。

「国際紛争を平和的手段によって国際の平和および安全ならびに正義を危うくしないように解決する」ことは、憲章に定められた原則のひとつである。多角的外交が展開される場合には、それ以外の場合よりも、平和と正義の結合が見落とされることが少ない。公正で永続的な解決への道がいかに困難に満ち、激しい抵抗に出会うことがしばしばであるかを私はよく心得ている。しかし私は、国連は前途に横たわる障害にたじろがない限り、必ずや使命を達成できると心から信じている。時の経過がそれだけで問題の解決をもたらすことはめったにない。領土保全、政治的独立、民族自決権

などの基本的問題がからむ状況における国連の経験は明らかに、紛争が消耗を通じて自然消滅するという見方を証拠立てていない。

国連はこれまでに取り組んだこの種の多くの紛争について、公正で包括的な解決条件を勧告してきたことを誇りとする。しかし、こうした条件の受諾と履行を実現させるために、加盟国、とくに安保理常任理事国が一致した行動、もしくはせめて集中的な行動をとらない限り、紛争の解決にはとうてい不十分である。このような努力なしでは平和維持活動や調停も平和の幻想をつくり出すだけで、その下では争いが渦巻き不満が増大して、戦闘行為が再発する危険が高まるばかりだ。紛争という苦痛の治療には、苦痛緩和剤以上のものが必要なのである。

紛争の解決をめざした多角的な努力の主たる基盤となってきたのは、これまでは政治的、道徳的な説得と影響力の巧みな行使の組み合わせだった。だが、それ以外の手段による解決策が適した紛争もある。憲章第36条は、「法律的紛争は国際司法裁判所の規定に従い、当事者によって原則として同裁判所に付託されねばならない」と定めている。最近、この趣旨に応じた決定がいくつか行われていることを私は心から歓迎する。

さまざまな争点をめぐる法的紛争が世界各地で発生するにつれ、なかには、関係当事者に国際司法裁判所を通じた解決を求める用意はあるものの、法的な専門知識や資金の不足が原因でそうはしかねる場合もあるかもしれない。また当事者が同様の理由から、裁判所の決定を実施できない場合もあるかもしれない。この点を考慮して私は、一定の条件下で、国際司法裁判所への付託やその決定の実施に必要な資金が不足している発展途上国を援助するための特別任意信託基金を創設した。

これまではしかも、明らかに法的な要因を含む紛争が少なくなかったし、おそらくは今後も続発すると思われる。法の判断を尊重して紛争を国際司法裁判所に付託することは少なくとも、紛争の解決を容易にするのに役立つだろう。また、調停が可能な場合もある。国際調停は国連が存在した期間を通じて数多くの事例に適用され平和に貢献してきたが、その利用は、適用が可能なすべての事態についてさらに奨励する必要がある。

軍備制限と軍縮への進展には、忍耐と少なからぬ努力とが不可欠である。それにも増して必要なのは、すでに明らかなとおり、インスピレーションに恵まれた政治的指導者のみが提供できる刺激と指導力だ。この面でとくに重要なある分野では、まさにそれがこの1年間に実証された。しかし詳細に点検すると、世界の安定と平和は依然として危機に瀕している。世界で最も強力な2つの国家間で軍備削減措置がとられ、2大軍事同盟間でもいろいろの提案が検討されている状況は、それに匹敵するような前進が見られない他の地域とはまことに対照的である。

貸借対照表の貸方を指摘したのは決して、自己満足からではない。たとえ提案されている軍備削減がすべて達成されたとしても、両軍事同盟の加盟諸国がそれでもなお、他のすべての軍事同盟を合わせた以上の兵器を保有し続けることは明らかなのである。かつまた、世界のその他多くの地域に存在するひずみや緊張も無視するわけにはいかない。しかし、これまで長年にわたり対決が規範となってきた地域で態度や知覚の大きな変化が生じていることは、また長年にわたる対立が解消しつつあることは、断然たる事実なのである。

これに関しては私は、ヨーロッパの通常兵器削減に関して提出されている諸提案を歓迎する。しかも、アメリカとソ連の間で締結された中距離核戦力全廃条約（INF条約）によって廃棄が決定した中・短距離ミサイルの半数以上はすでに撤去され、実際に廃棄されている。これに加えてさらに通常兵器と通常戦力の大幅削減を実施することができれば、このうえなく重要な変化がもたらされたことになるだろう。

ソ連とアメリカの間で戦略攻撃兵器の削減に関する二国間交渉が再開されたため、これらの兵器の50%削減という目的の追及が今後は、核軍縮への努力の眼目となるだろう。INF条約が締結され、首尾よく履行されたことによって生じたはずみが勢いを失うようなことがあってはならない。世界はこの問題の解決を期待している。1990年8月にジュネーブで開催される核兵器拡散防止条約加盟国の再検討会議を考慮するならば、垂直の軍拡競争の減速と逆転はひとときわ重要性を増す。

1989年1月に開かれた化学兵器に関するバリ会議では149カ国が満場一致で、

化学兵器の開発、生産、貯蔵、取得、移動の禁止と廃棄に関する条約の早期締結を要望した。これは化学兵器の全面禁止達成をめざしてジュネーブ軍縮会議で行われている努力を補強するものであった。この目標の達成を依然として妨げている検証をはじめとする諸問題は複雑かつ困難ではあるが、決して解決不可能なものではない。こうした兵器の拡散という恐るべき事態が予想されることを考えれば、この完全禁止への合意の機会を逃してはなるまい。私はすべての関係者に対し、この目標を早期に達成するために一致した意思を表明するよう要請する。

私はこの数年、核実験と通常兵器の二つの問題について行動を起こすよう呼びかけてきた。具体的な合意はまだどちらについても成立していないが、現在、二国間および地域的な規模でいくらかの建設的な交渉が行われている。これはうれしい兆候である。私はこれまでどおり、1963年の大気圏内、宇宙空間および水中での核兵器実験禁止条約を超えて、核実験にさらにかんりの制限を加え、次第に全面禁止へと導くとともに核兵器の大幅削減をはかることこそ、世界を恐ろしい核戦争の可能性から解放する最上の道だと確信し続けている。この核実験禁止問題に関する二国間の努力には、軍縮会議もいずれかかわりを持つことを期待する。これらの措置にウィーンで現在交渉が行われているような通常兵器の削減も伴えば、高まりつつある信頼感を大いに強固なものとするだろう。

通常戦力の軍縮問題には地域や国ごとの多くの特殊事情がつきまといっている。とはいえ、平和にとっての危険を全世界で克服するために不可欠な必要条件のひとつは、武器の移転を規制する手段を見いだすことである。国連の内外でそのための行動をとる必要はますます高まっている。多くの発展途上国は、さらに高性能の武器を購入しようとして財政を枯渇させている。武器生産国も貿易収支を支えるため、活発に武器の販売と移転を進めている。武器移転に一層の透明度を注入するために政府専門家の協力を得て国連で努力を展開することは、この不安を抱かせる傾向の抑制に必要な第一歩となろう。

武器移転ばかりでなく、関連技術の広範な普及によって新型兵器の高性能化と拡散が進んでいることも、すでに存在する困難をさらに悪化させている。核兵器ばかりでなく、化学兵器やミサイル関連技術などに関する知識の普及は、さらに新たな不安定要因をつくり出す恐れがある。量的な軍縮に続いて質的な軍拡競争が起こったりしな

いよう手段を講じなければならない。科学と技術の進歩を武力対決ではなく人類にとっての恩恵に活用すること、それがわれわれの努力目標なのである。

国連総会が毎年採択する決議の4分の1は軍縮問題に関するものである。これはもちろん、総会がこれらの問題に対していかに深く、継続的な関心を抱いているかを物語っている。それはまた、国連はこの分野での多角的な努力の先頭に立ち続けるべきであるという考え方を反映している。しかし決議の数や古めかしい態度の再表明だけでは、新たな状況の要求は満たせない。いま取り組む必要がある問題の例を示すならば、国連は来年にモスクワで、産業の軍事用から民需用への転換に関する会議を開催する。多角的な軍縮にからむ諸問題の重大さと複雑さは、われわれがこの分野での国連の役割を強化するためにあらゆる道を探り、その審議機構をより効果的に利用することを要求している。

事務局は綿密な検討と入念な分析によって、また客観的なデータを提供し詳細にわたる論議を促進することによって、その役割を果たす。また軍縮協定の多角的な検証に役割を演じる用意もあり、これに関しては政府専門家グループがすでに作業を開始している。しかし、とくにそれぞれの地域に特別の関係がある問題との取り組みにおいては、行動と指導力についての責任はあくまで加盟国に属している。

世界情勢に新たな変化が生じたため、かつては夢想的とみなされた軍備削減や軍縮の目標もいまでは、現実的で実現可能なように見え始めた。だが、この変化に永続性を与えられるのは、こうした目標への具体的な前進以外にない。

V I

現在の国際生活で最も嘆かわしい現象のひとつは、国際テロリズムの横行である。これは政治的な目的を達成するためにパニックと混乱を引き起こし、恐怖を植えつけたり武器によることを狙ったものであり、人権を侵害するばかりでなく、戦争と平和の境界を危険なまでにあいまいにする。したがって国家間の関係にも直接の影響を与え、高性能の武器の無制限あるいは無差別の供給によって、組織暴力がますます、いかに私的な利害の追求に利用されるようになっているかも示している。

国際テロリズムの防止に関する国連の一貫した断固たる態度には、疑問やあいまいさの余地はない。総会は1985年12月9日の決議40/61によって、また安保理も決議579（1985）によって、この問題に関する立場を鮮明にしている。この安保理決議は人質を取るすべての行為を全会一致で非難したもので、7月31日、その数カ月前に誘拐された国連レバノン暫定軍（UNIFIL）所属の高官がその後殺されていたらしいという報道が伝えられたさいにも再確認された。安保理はまた決議638（1989）を通じて、人質を取ったり誘拐したりするすべての行為に対する非難を繰り返すとともに、どこで誰に拘束されているかを問わず、すべての人質や誘拐された人々を直ちに解放するよう要求した。私自身もこの非人道的な行為を再三にわたって非難してきたが、安保理の要請に基づいて今後も、すべての人質および誘拐された人々の解放をめざす努力を継続する。そのためには、この目標の達成やこうした行為の再発防止に影響力を行使できるかもしれない立場にあるすべての人々との接触を維持するつもりである。

テロリズムの定義とその根底にある原因の調査という問題も、予防措置の緊急性を減じるものではない。この脅威については受け取り方の差があるかもしれないが、この危険からの安全はいかなる国も保証されていない。テロ行為の実行者に彼らが使用する施設や手段の提供を拒否することは、すべての国の利益に合致するものである。

国際テロリズムに関しては1969年いらい6件の協定が締結され、いくつかの分野でテロ活動の抑制に役立っている。国際民間航空機関（ICAO）は加盟国に対し、爆発物の探知手段と安全保護設備に関する調査研究を急ぐよう呼びかけている。ICAOのこの活動に加えて安保理決議635（1989）も、探知を容易にするためプラスチック爆薬やシート爆薬に符号をつける国際制度の考案をめざして、各国がこの面での研究成果を分かち合い、協力するよう呼びかけている。このような制度は民間航空その他の潜在的攻撃目標の保護に大いに貢献するだろう。これは、国際舞台への政治的暴力の溢出が完全に抑止できるまでの間、国連が継続的に検討し続ける必要がある問題である。

V I I

人権尊重の促進と奨励はたんに正当な国際的関心事であるのみならず、憲章で明かなように、国連の主たる目的と原則のひとつでもある。これには他の目的と同様、短期的な便宜への配慮に左右されない一貫した取り組みが必要である。他の諸原則の場合と同様、もしも選択的にしか適用されない場合には疑惑を招かざるをえない。

国際社会は世界人権宣言と2つの国際的規約で構成される国際人権規約に基づき、人権の保護を永久不変の義務として受け入れている。国連の賛助のもとに、さまざまな状況における基本的権利を定義する多くの法律文書が採択されてきた。昨年12月にはこれに、拘禁もしくは投獄されているすべての人々の保護に関する基本原則（総会決議43/173付属文書）が追加された。総会は今年、死刑の廃止に関する選択議定書と児童の権利に関する条約の2つの重要な草案について検討する。すべての社会と文化が人類にとって最も重要であり、かつまた最も傷つきやすい資源とみなす児童の権利の保護問題については、ここ数年、多大な検討と努力が注がれてきた。協定草案にはこうした共通の関心が反映されている。

これほどの国際法を作り上げたことは、先祖伝来の伝統や思考・信念体系、世界観、社会・経済開発水準などに基づく国家間の相違を超越した普遍的な人権文化の基礎を築くうえで国連が達成した重要な業績のひとつである。国連の関心はしかし、たんに規範的あるいは理論的なものではなく、対応を迫られた事例に関連して一般に受け入れられている義務を厳守させるための実際的な形もとってきた。これは違反行為の申し立ての検討によって、また人権委員会および各種の小委員会での公開の論議と決定、さらに場合によっては事務総長による非公開の申し入れなどによって行なわれる。さらにさまざまな法律文書に基づいて、人権の順守状況を監視するメカニズムも設置されている。現在最も重視されているのは、助言や技術援助の提供によって、人権順守に必要な各国の基礎構造を強化することである。人権保護の確保には各個人の認識の高まりが鍵となるため、国連は可能な手段の範囲内で、人権に関する世界的な広報キャンペーンを展開している。

国際的司法秩序の主たる条件のひとつの達成を目指してこのような努力が行われているにもかかわらず、暗い現実が今なお存在している。これまでに達成された成果をもってしても、世界各地での頻繁かつ時には大規模な人権侵害によって人間の良心が負わされている重荷を軽減することはできない。南アフリカの制度化された人種差別体制は依然としてその顕著な例のひとつであり、他の分野においても、少数民族に対する甚だしい虐待、組織的に行われている拷問、非武装のデモ参加者の殺害、市民の失踪、即決の逮捕や処刑などがまことに嘆かわしい記録を形作っている。過去1年間も、その軽減にはおよそ貢献できなかった。

このような行為はたんに道義的に憤激を誘うばかりでなく、平和にとって長期的に有害な政治的影響ももたらす。現在の経験から何か学べることはあるとすれば、それは国家および国際社会の安定は、人権の保障という基盤の上にしか成り立たないという教訓である。人権問題は国内あるいは国際間の政治・社会関係により深い色合いや濃淡を提供する。政府には当然ながら、社会秩序を維持し、その領土内においてはテロリズムその他の暴力行為に対して適切な武力を行使する権利が、いやその義務さえもが備わっている。しかし、もしも反政府勢力や人種不安を克服しようとして人権を無視することがあれば、いかなる政府も国際的な摘発と批判を免れられないということがますます明らかになっている。その国の国民の自信と国際的威信に対して加えられる打撃は、短期的にはともかく、長い目で見れば決して無視することはできない。

この機会に、人権擁護に活躍している全世界の非政府機関や関係者に敬意を表しておきたい。政治的な思惑に毒されない真摯な努力は必ずや有益な結果をもたらすに違いない。

国連は平和と正義、自由、人権の相互関係に光明を投じるため多大の努力を払ってきた。しかし、この相互関係を法律や法的手続きの面で実現しなければならないのは各国の政府である。文明生活にとって当然の条件であるはずのことを現実とするためには、各国が先見の明を発揮することが要求される。

V I I I

地域紛争や軍備制限に関する問題の現状を見るならば、世界が永続的な平和へと進むためには、まだまだ未解決の課題が多いことが明らかである。こうした特定の問題ばかりでなく、政治の現状のあちこちで見受けられる流動状態もまた、われわれがこれまでに経験したものとは異なる変化を招くだろう。これらの挑戦に対しては外交のみならず政府の態度も、不調和を縮小して平和の崩壊を防ぐような方法で対応する必要が生じてくる。

現在の国際関係について最近までの硬直性とはまったく対照的な流動性が見られることは、折によって発生する事態の処理に一層の慎重さが必要であることを示している。それは第一に、世界政治におけるどのような改善も、もはや逆転は不可能なものともみえずことはできないからである。それに含まれる暫定的な要素を無視するのは自己満足への墮落を意味する。第二に、定化していた態度からの脱却の動きもそれだけでは、巧みで高潔な取り組み方による解決を必要とする困難な問題が発生しないという保証にはならない。また第三に現在のわれわれは国際生活の進化の過程において、各国指導者間の個人的接触とコミュニケーションの増大が、型どおりの方式に基づく場合よりも大きな役割を果たしうる重大な転機のひとつを迎えているように思われる。

外交、とくに最も影響力をもつ諸国の外交に影響を及ぼす世界情勢のこうした側面は別としても、現在の国際社会はその大部分が動乱状態にあり、国内あるいは国際的などんな政策にしても、不穏状態のさまざまな原因に関する不完全な分析に基づいては存立できなくなっている。混乱がどんな形をとろうとも、たとえ人種の主体性の主張や政治・経済的な待遇改善要求であろうとも、あるいはまた国内の大変動につながろうとも、最も重要な条件は2つあると思われる。国際関係の安定は最大限に保持する必要があるし、人権尊重の国際基準はぜひとも維持しなければならないのである。

このような重大な段階においては、他国の内政に対する不干渉という絶対的な原則がひととき重要性を増す。国内の動乱が国際的な紛争の原因となるのを防ぐために

は、分別と自制心を発揮しなければならない。いかなる国ももちろん、世界に溢れている情報や世論の流れから完全に孤立することはできないが、結局はどの国の社会も自らの特質に応じて、独自の均衡を見いださねばならない。国民生活を構成する記憶、知覚、願望、文化的価値観などの網の目を考えると、それに特定の形態を押しつけようとする外部からのどんなに強い圧力も、長期的には建設的な見通しを持ちえない。たいていは、期待とは異なる反応を誘発するだけだ。こうした問題では定義もあてにならないことがありうるため、法律や国際倫理に照らして厳密な公式を当てはめるのは不可能である。しかし憲章の諸原則は明らかに、これに必要な指針を示している。

当事者が政治的分別と慎重さを示すことは過去の危機にさいしても必要となり、それが事実、紛争の拡大防止に貢献してきたとしても、将来起こりうる事態ではこれまでよりさらに多大の政治的手腕が要求される。将来のあり方を決めるさまざまな要因が単独で行動する政府には御しにくくなるにつれ、各国がますます互いに協力し合い、法の支配の出現と強化を支持する慣行や政策を採択する必要性が生じてくる。現在世界の多くの地域を悩ませている暴力行為の横行やどんな国も免れられないテロリズムの脅威が、国際法に反する手段では克服できないことは明らかである。

われわれが到達したこの歴史的な瞬間には機会が満ち溢れている。心を開いて、他国の窮境に便乗したりはせずにこの機会をつかむことができれば、これまでの観点からは想像もできなかったほど有益な国際関係の段階を迎えることができるだろう。だがもしもこの機会を逃し、しかも脆弱な社会が世界中で大混乱に陥るようなことがあれば、かつてのような礼儀作法も通用しなくなるだろう。

I X

地域的か世界的かを問わず、前途に待ち受けるのが戦争か平和かという問題は今後もおそらく、国際社会にとって最大の関心事であり続けるだろう。しかし世界経済の現状とそれが世界の恵まれない諸国の持続的開発と社会進歩に開く可能性も、やはり重要な政治的掛かり合いをもつ。ある種の社会問題にしても、ますますそうなりつつある。

私は国連が、全世界の人々のための社会進歩や生活水準の向上促進に、憲章が予見したような重要な役割を果たすことを期待している。われわれが現在直面している情勢では、この役割はひととき重要性を増す。政治的分野で最近登場したのと同じ協力精神を、経済や社会の分野にも拡大する機会が訪れている。いやそれどころか、もしも経済環境が世界人口の大部分にとって不利なままに放置されれば、われわれが世界的な政治環境において達成した前進も安定を失うかもしれない。

過去1年間には、とくに生産と国際貿易が大幅な成長を示したのにつれ、経済事情の世界的な好転が見受けられた。しかし世界経済の拡大は均等ではなく、一部の地域では好況が持続したものの、他の地域は相変わらず不況や経済的無秩序に悩まされ続けた。現在のような不均衡な成長パターンが、すべて潜在力に基づく本質的な相違や不健全な政策に原因があると仮定しては誤りであり、安易すぎるだろう。また、このような継続的不均衡に自動的な修正が可能だと考えるべきでもあるまい。

私は現在の経済状態、とくに開発途上国と先進諸国との間の経済・技術的格差が拡大しつつある現状の一部に関しては、依然として深い懸念を抱いている。開発途上国の境遇は、先進国への資源の純トランスファーの継続によって悪化し続けている。開発途上世界の大部分、とくにアフリカと中南米では多くの諸国が退行とはいわぬまでも停滞を続けているのに対し、先進諸国での中心的課題は、インフレなしの成長をいかに維持するかという問題なのである。

多くの開発途上国では債務が依然として、成長回復への大きな障害となっている。途上国の対外債務問題に関しては、その成長と開発という観点から、解決策について早急に共通の理解を達成しなければならない。現在の債務戦略の再検討と強化が緊急に必要である。政府筋に債務についての新しい考え方が生まれていることは歓迎すべき兆候だが、必要なのは債務の実質縮小を含む幅広い取り組み方である。適切かつ時宜を得た措置を実施できるようにするため、あらゆる努力を払わねばならない。債務危機を遠からず公正に解決する方策を見いださない限り、多くの開発途上国では社会・政治機構の崩壊が起りかねない。

主要先進諸国がウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の1990年末までの完了をめざし、実質的な前進を約束していることは喜ばしい。このような貿易交渉は必ずや多大の恩恵をもたらし、開発途上国が抱える諸問題と取り組むことだろう。また商品輸出に依存する開発途上国が直面する困難の軽減問題についても、真の前進が達成される必要がある。

私はこの1年間に多くの開発途上国を訪れ、各国が恐るべき困難にもめげず、国民の福祉のために奮闘していることに深い感銘を受けた。しかし外部の経済環境が、これら諸国が調整の過程で直面する困難を悪化させている。いまこそ国際経済協力に関する、すべての諸国の考え方を十分に取り入れた南北間の対話を再開する必要があると私は考える。それには、来年早々に予定されている特別総会が絶好の機会を提供するだろう。この特別総会と第4次国連開発の10年のために準備されている国際開発戦略が、開発のための国際協力についての考え方や行動に新たなはずみを与えるものと信じている。

経済・社会部門の政府間機構の再編成については、経済社会理事会の活性化も含めて議論が続いている。経社理事会はその効力を向上させているが、現時点で何よりも必要とされているのは、加盟国が国連の経済・社会活動をより一層利用し、支持することである。さもないと、この分野における国連の潜在能力を十分に発揮することはできない。

X

国際社会の進化の現段階では、科学技術の影響が生産やコミュニケーションの手段や方式を大きく変え、公衆衛生の分野でも、平均余命の延長や疾病の減少に急速な前進を成し遂げている。これはさまざまな意味で、人間にとっての真の前進が達成されたことを示している。しかし、その一方で文明を危機にさらす過程も存在していることは皮肉である。私がとくに指摘したいのは、自然環境の悪化、世界人口の爆発的増大、それに社会構造を着実にむしばんでいる各種の社会的傾向の出現などである。

国連は環境危機が各国で論争や政策の対象となるよりもはるか以前から、この現象の発生が近いことを見越していた。1972年にストックホルムで開かれた国連人間環境会議も、この問題との包括的な取り組みをめざしたものだ。気候が変化して重大な影響をもたらす可能性も存在するいまでは、地球が不調を訴え、疲弊していることを示す現象が次々と現れ、懸念をつのらせている。

地球が味わっているこのような苦痛への対処法については現在、2つの傾向が見受けられる。そのひとつには元気づけられるが、もうひとつには不安を誘われる。

明るい傾向は、先進国から後発開発途上国にいたるすべての諸国で、この問題の重要性や、実際的な方法で緊急に対処する必要性についての認識が高まっていることに由来している。最高レベルの各国指導者が明らかにしている声明や計画も、これを裏付けている。これは心から歓迎すべき第一歩であり、いわば地球への愛国心とでもいうべき新しい種類の忠誠心、つまり地球とその大気を侵略や略奪ではなく保護の対象とみなす見方の誕生を意味するものであるかもしれない。

しかし懸念を誘うのは各国政府が、資源の重複や浪費につながるような一方的な対策をとる恐れがあることである。環境問題はいろいろな意味で特殊な問題であり、その重大性について合意が成立したとしても、国によってはその意義に対して異なった認識を示し、その結果として異なる優先順位をつけるかもしれない。総合的な対策を考案し、現在の情勢が必要とする国際協力のあり方を確立する必要があるのは、まさにこのためなのである。

環境危機はオゾン層の減少や温室効果から、世界的な温暖化、砂漠化、土地の侵食、地球の生物学的多様性の減少、さらには有毒廃棄物の国境を超えての処理という厄介な問題にいたるまで、さまざまな形態で表面化する。

国連はこの危機の発生いらい、この問題の重要性についての理解を促進するため、またこの地球がもつ天然資源の枯渇を抑える手段を見いだすため、いろいろの手段を講じてきた。今年発効した1987年のオゾン層を減少させる物質に関するモントリオール議定書は、オゾンの減少問題に対処すべき行動を規定している。有毒廃棄物の国境を越えての移動およびその処理の規制に関するバーゼル協定も1989年3月に締結され

た。国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）の合同委員会も気候変化の速度と性質、環境や経済への影響などを調査しており、1990年の第2回世界気象会議に報告書を提出することになっている。国連はまた、開発との関連も含めた主要な環境問題のいくつかについて本格的な調査も開始している。国連の諸機関も現在、開発計画に環境と天然資源の保護を一体化させるべく精力的な努力を続けている。

しかし、なすべきことはまだ多い。この危機を緩和し、徐々に解決に導くような国際的行動について加盟国が共同計画を練り上げることが肝要である。その責任はもちろん、すべての国が分担しなければならないが、先進国には、世界環境に対して加えられた損害を確認して軽減をはかるとともに、開発途上国が環境的に健全で持続可能な開発を達成するのに力を貸す特別の責任がある。また、環境問題を全体としてとらえて、各国が国際法に準じた取り組みができるよう、明確で公正な規範を確立する必要もある。

ストックホルム会議から20年後の1992年に開催が提案されている環境および開発に関する国際会議は、将来の世代のための地球の保護について普遍的な対策を作り上げる機会となるだろう。これは人間と自然との関係を再評価し、文明に新たな転機を与えることができるかもしれない機会でもある。

X I

世界人口の現在の増加率は、とくに人口増がいまなお激しい諸国の持続的開発や社会進歩に、まことに不安な影響を及ぼしている。人口の爆発的増加に伴って開発途上国では急激な都市化が進み、雇用や住宅、下部構造、関連サービスなどの供給能力も限界に近づいている。その結果のひとつは、十分な食物や住居も得られず絶対的な窮乏状態にあえぐ人々の数が、驚くべき速度で増加していることである。

現在のような人口増加率やそのために人々が強いられている窮乏生活が提起するチャレンジに対抗するためには、総会が1988年12月20日の決議 43/181 で採択した西暦2000年までの世界シェルター戦略を含む国際的な努力が重要な役割を果たすだろう。世界の富がとめどなく増大している時代なのに何百、何千万もの人々が飢え、住む家

さえも持たないという現状は、文明に対する叱責といわざるをえない。

X I I

社会変化の歩みが全世界で急激に加速されたため、個人や基本的な社会制度に対して加えられる圧力が、社会秩序の維持を任務とする機関の効果的な活動をひどく束縛している。不法行為の多発は広く危惧の念を起こさせ、個人にも絶えず不安感を抱かせる。この新しい世代の問題は社会制度の成長と保護、また開発の過程全般に対しても影響を及ぼす。しかもこの種の問題は容易に国境を越えて拡大するため、国際関係の安定にも影響を与える。

ある種の主要社会問題が国際化していることは、もはや無視することはできない。社会問題が程度の差こそあれ、すべての国に影響を及ぼしていること、この危険とは無縁と言い切れる国は皆無であることが次第に理解されつつある。したがって、こうした新たな混乱や紛争の原因を減らし、徐々に排除するための戦略を協力して作り上げ、実施することが不可欠ではあるが、同時に、これらの問題は根深く、社会の各構成要素相互間に存在する不均衡状態に原因があることも認識する必要がある。

国連はこの数年、世界社会戦略の基盤となる国際的に合意された行動計画および指針の採択をめざして、触媒としての役割を果たしてきた。これには社会福祉政策およびプログラムの指導原理、女性の地位向上に関してナイロビで採択された戦略、青年、身体障害者、高齢者などの問題に関する世界的文書、麻薬の乱用と不法取引に関する国際会議の成果、また犯罪防止および犯罪者の処遇に関する国連会議の勧告などが含まれている。したがってわれわれにはすでに、原則と規範のみならず行動の指針も備わっている。

麻薬の乱用や後天性免疫不全症候群（エイズ）、国際犯罪などの問題はいまや空前の規模に達しており、緊急の対応に迫られている。いずれも、いかに資力がある国でも単独では解決できない問題だけに、ますます各国が協力して行動する必要が高まっている。

麻薬の使用と不法取引はいまでは、先進国と開発途上国の双方を苦しめる社会的疾病とみなされている。近年、この災害と戦うための努力が強化されているが、推定によると麻薬取引の貨幣的価値は最近、石油の国際貿易のそれを突破し、武器貿易に次ぐほどの額に達している。人間社会がこれほど、このような死と退廃の取引の泥沼に陥っていることは嘆かわしい。

麻薬中毒によって生じる苦痛は測り知れない。しかも多くの国では不法な生産と取引によって得られた巨額の利益が地域経済の一部を麻薬取引に従属させ、取引を継続するための軍事的地盤を作り出すまでにいたっている。行政、司法機関が、政治的安定を阻害するほどむしばまれている例もないではない。麻薬貿易によって得られた巨額の資金を偽装するために金融制度や銀行が利用されることもしばしばであり、開発途上国の多くではその利益によって地下経済が拡大している。また、テロリストと麻薬取引関係者が秩序の破壊に協力した事例も報告されている。ある加盟国政府は事実、驚くべき事態に直面しており、麻薬密輸カルテルが公然と反政府武力闘争を開始し、暗殺その他のテロ行為を通じて、国家そのものへの脅迫を企てている。

麻薬の供給と需要をいずれも縮小するとともに、消費者と生産者の間のつながりを断ち切る必要があることが、いまでは広く認識されている。1988年12月には麻薬および向精神剤の不法取引に関する国連条約が採択され、その方向への大きな前進が成し遂げられた。この条約が付与する広大な権限を行使し、これが完全に実施されるように取り計らうのは、もちろん各国政府の責任である。しかしこの問題の抑制には、国際的な理解と協力、それに財源の増大が不可欠である。

国連薬物乱用統制基金は他の国連機関や多国間機関と協力、麻薬の原料となる作物の栽培を限定し、麻薬取引を停止させるため、主として地域社会レベルでの適切な計画や技術援助、社会的措置などを通じて努力を続けている。麻薬問題の解決に決定的な行動をとるためにはしかし、国際的な支持の要請があり次第、時とところを問わず入手できるようにしなければならない。私はそこで全加盟国に対し、この条約に加盟して国連薬物乱用統制基金に寛大な拠出を行うよう要請したい。

これに関連がある悲劇的な社会問題はエイズの急速な蔓延であり、すべての地域で明らかな増加傾向が見受けられる。エイズに関しては世界保健機関（WHO）が政府

間機関その他と協力して、世界的な努力の先頭に立っている。WHOは150カ国以上で各国のエイズ対策の検討や評価を行うとともに、それに伴う実質的な諸問題への取り組みについて国連の関連諸機関との調整に当たっている。

世界的に流行するエイズについては、その社会経済的、人道的側面も見逃してはならない。私は1988年10月27日の総会決議 43/15に基づき、エイズに関する国連機関間諮問グループを設置して一貫した取り組み方の確立に努めてきたが、その結果国連のすべての関連機関に、活動の中心となる拠点を設けることができた。

犯罪、とくに国境を越えた犯罪や組織犯罪の発生率の上昇もまた、国際社会全体への脅威となっている。多角的な基盤に基づく全面的な協力なしでは、この脅威を克服することはできない。そのためには各国が関連する政策や司法手続きを調整し、法の執行に協力する必要がある。犯罪防止および犯罪者の処遇に関する国連会議を来年開催する準備も進んでいる。各国政府の力を結集するならば、世界のいかなるところも絶対に国際犯罪の犯人をかくまう聖域とならないようにすること、また警戒心の欠如によって彼らが再び、これまでのように刑罰を受けずにすむようなことがないように計らうことなどは、決して不可能ではない。

麻薬の使用や犯罪の発生率については、とくにその国際的な側面に関して世界的な関心が高まっているが、発展途上国の多くではそれ以外の要因も社会的大変動を引き起こしている。飢えや天災、人災などによる人口の大量移動も、人間がどんな苦しみを味わっているかを物語っている。数え切れないほどの人々が故郷を追われている問題と真剣に取り組まないことには、世界平和の追求もバランスを欠くことになるだろう。

XIII

世界中に大量の難民や強制追放者が存在することは依然として、現在の国際情勢に対する厳粛な論評となっている。難民や政治的保護を求める人々、人道的にそれに類似する範ちゅうに属する人々などの問題の解決については重要な前進がいくつか達成されているが、それ以外の事態も新たな難問を提起している。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）はこれらの問題に対処するため、率先して国連開発計画（UND

P)、世界食糧計画(WFP)、国連災害救済調整官事務所(UNDRO)などの国連機関と密接に協力して、適切で整合された対策の実現をめざしている。

世界で最大の難民グループはアフガニスタン人であり、その大規模な帰還はまだ実現していない。本国送還はこの1年間には主としてアフリカで実施され、数カ国の難民が故郷に戻った。UNHCRは現在、数千人にのぼるナミビア難民の組織的な帰還を監督している。東南アジアと中央アメリカの難民の帰還についても援助が計画されている。

難民に関する主な国際、地域協定に加盟する国も増えた。しかし、人道主義に基づく国際的な難民保護の方針がこのように支持されていることも、各国が、政治的保護を求める人々や難民の窮状を悪化させるばかりでなく、政治的保護という人道的な制度に脅威さえ及ぼす一方的な措置をとる例が増えたことによって相殺されている。

私はとくに、その他の要因もからむことが多い深刻な内戦の結果としてアフリカで発生している複雑な緊急事態を懸念している。これらの情勢は概して、国連の単一の機関の対応能力を超越しており、複数の機関の調整した対応を必要としている。複雑な緊急事態は多くの場合、やはり後発開発途上国に属する諸国への集団的移動をもたらすばかりでなく、その国の内部でも大量の流民を発生させる。

私は関係各国政府の要請に応え、それぞれの状況に応じた人道的な必要および社会復帰上の必要の範囲評定に役立てるため、いくつかの機会に機関間使節団を編成してきた。これらの使節団の最終報告書が、国際社会に緊急援助を要請するにさいしての基盤となっている。私はこの1年間に加盟国に対し、とくにブルンジ、エチオピア、モーリタニア、モザンビーク、セネガル、ソマリア、スーダンなどの各国向けの緊急人道・社会復帰計画を支援するよう要請してきた。

自然災害が生命の喪失や経済、社会的辛苦の原因となることも、決して珍しくはない。総会は早期警報と災害救助における国際的な努力の重要性を認めて、1990年代を防災10年と定めた。これが国際社会の、人間にはコントロールできない原因による災害への対処能力を高めることを期待したい。

X I V

国連が直面している行政、財政状態は、過去のそれとは大きく異なっている。これは行政改革の影響や、平和維持の新たな責任が追加されたこと、財政危機が依然として続いていることなどによるものである。

国連の行政、財政機能の効率を再検討するための高級政府間専門家グループの勧告に基づいて1986年に開始された行政改革計画はほぼ実行に移されている。しかし行政改革はその性質上、継続的に実施されなければならない。この改革が事務局をより引き締まった、また多くの意味で能率的なものにしたことは疑いない。1986年から始まった職員の削減もいまでは、勧告目標の15%に近づいている。しかし遺憾ながらいくつかの分野ではすでに、事務局の任務達成能力に重圧がかかるようになっている。事務局がさらに多くの責任を担うようになっていることを考慮するならば、人員削減はすでに達成された程度にとどめる必要があるかもしれない。継続的な制約に対してできる範囲で対処しながら、新たな要求にもより効果的に対応する必要があるため、いくつかの部局がすでに再編成されている。経営情報システムと新しい科学技術の採用が、一般運営、会議、行政部門に恩恵をもたらしている。

こうした変化が生じているにもかかわらず、他の要因が、その恩恵の活用を阻害している。高級政府間専門家グループは、縮小や改革によって会議、図書資料部門への需要が減少すると予測していたが、そうした削減は実現しなかった。会議を毎年ではなく2年に1回に減らしたり、会期を短縮したりした機関は皆無に等しかった。そのため現在の会議予定表も、改革が開始される以前の1986年のそれとあまり変わっていない。

それまでの40年間には合わせて13件だった平和維持活動を1988 - 89年には新たに4件開始したこと、また他の平和維持活動の立案も行なわれたことは、国連の人的、財政的資源を限界にまで窮迫させた。事務局に対して新たな便宜提供が要請されていることは、改革によって定められた優先順位の再検討を必要としている。私はこれに関して、職員全員が国連の使命を奉じて一意専心、この難局に立ち向かったということを指摘しておきたい。個人的な犠牲や身体への危険を伴うことを知りながら

も、多くの職員が進んで海外での任務に志願した。国連の目標達成に彼らが示した熱意と献身的努力は、国際協力と多国間主義の力強さを証明している。私は最近ナミビアを訪れ、109カ国もの国から選ばれた人々が国連の旗のもとで、この国を安保理が定めた方法で独立に導くという目的に結集、任務に邁進している姿に感動した。

国連は現在、さまざまな分野で国際的努力の先頭に立っている。今後数カ月間にもさらに新たな活動が要請される可能性があるが、それにはさらに経費が必要となる。国連が依然として資金難に悩んでいる現状では、各国政府がきちんと、滞りなく分担金を納入することが肝要である。しかし現在の財政状況は芳しくない。通常予算への未納分担金は8月31日現在で6億8800万ドルを越し、そのうち3億4700万ドルは今年度分、3億4100万ドルは昨年度までの滞納分である。平和維持活動費の滞納額は6億6100万ドルに達した。未納分担金の総額は13億4900万ドルになる。確実な財政基盤なしでは、事務局が援助要請に対し、個々の情勢に必要な速度と資源をもって対応することは不可能である。国連が財政不安から脱却できることが強く望まれている。

この問題に関連しては、最高水準の能率、能力および誠実さを確保しながら職員を採用することは、憲章に基づく義務であることも理解されねばならない。勤務条件が侵食されているため、こうした必要条件を満たして必要な資格を持つ職員をひきつけ、確保しておくことは次第に困難となってきた。この問題については国際人事委員会が包括的な検討を行っており、その調査結果はいずれ総会に提出される。

国際公務員の安全問題もやはり、依然として懸念材料のひとつである。国連がその責任を遂行するに当たり、現地で任務に従事する職員の安全と、時には生命もが危険にさらされることがないように保証する必要がある。私はすべての加盟国政府に対し、これらの職員に彼らが必要とする保護ばかりでなく、国際公務員として当然受ける資格がある待遇も与えるよう促したい。職員の勤務条件および安全は国連全体にとって非常に重要な問題だと私は考える。

本報告は、つい最近到来したばかりの情勢に先立って展開された国際情勢のさまざまな段階を簡単に振り返ることからスタートした。国際問題の新たな転機を目撃しつつあるかもしれないいまこそ、平和に対する人々の態度がこれらの段階を経てどのように変わり、発展してきたかを心に留める必要があると思う。

国連憲章が採択された当時は全世界に、新たな始まりという気分がみなぎっていた。国際関係から戦争を追放できるという展望が史上初めて、夢物語ではなくなったからである。これは、それまでかつて経験されたことがなかったほどの感激を呼び起こした。

しかしこうした楽観論は間もなく、国連の創設者同士の不和と、その結果として国際平和および安全に関するすべての主要問題に生じた行き詰まり状態によって飛散した。世界は確かに再度の世界大戦を免れはしたが、主要核兵器保有国間の恐怖の均衡はその危険に対する信頼できる保険とはならなかったし、大国の陣営に属さない諸国には慰めをもたらさなかった。平和への賛辞が尽きることはなかったものの、戦争がまったく容認しがたい選択であるのかどうかについても疑念が生じた。絶え間のない軍拡競争に伴って、恐ろしい宿命論的な観念が広がっていった。

このような目的喪失感が何十年も続いた。それがようやく明るくなり始めたいまでは、国連の誕生を迎えた当時の希望がよみがえっている。しかもその希望は、よりしっかりした現実感覚によって強化されている。人々が国連により期待し、また国連がその任務に成功する時、平和の望みはよりふくらむが、その逆もまたありうる。このことは世界世論の動向によって証明されている。現在の状況で明確なのは、戦争とその準備の支持者は減っているが、平和の支持者は増えつつあるということなのである。

平和の支持者が拡大し力を増していることについては、全世界の非政府組織の功績が大きい。これらの組織が重要な多くの分野でたゆまずに果たした成果が国連の努力を補い、支持してきたのである。

しかし、国連についての一般の受け取り方に明らかな改善が見受けられることは、再び信頼の危機を招いてはならないという義務の重みを増してもいる。加盟国の支持さえあれば、国連事務局はどのような要請にも応えられると私は、確信している。だがその能力が十分に発揮できるのは、加盟国が国連を、これまで以上に確固たる目的意識をもって利用しようとした場合である。政治問題に関する意思決定の過程は、安保理の常任理事国間に協調の精神が生まれたこと、安保理と事務総長の間に日常の協力関係が成立したことなどによって大きく改善されている。これが成功に必要な基本的条件を満たしていることは疑いないが、時代の変化はそれ以上を要求している。大国間の合意が世界情勢に好ましい影響を与えるようになるためには、加盟国の大多数の支持が絶対に欠かせない。

われわれは間もなく新しい10年を迎える。これだけではもちろん大した意味をもたないが、これほど歴史的な転換点で始まる10年はそうはない。いまがそうした時点である。新たなページをめくりたい、古い問題の解決にも革新的なアプローチを試みてみたいという願望が広がっている。さまざまな地域に、戦争はもうこりごりだし無意味だという見方が存在するようになっている。不幸にもしばらく前までは敵対的な緊張関係が世論に入れられるところもあったが、それももはや力を持たなくなっている。それどころか、戦争に臨むほどの勇気や決意を振るい起こすのはいまでは、紛争の原因や経済的不平等、社会悪、環境の悪化などとの闘いとなったのである。安定した平和と均衡のとれた進歩への障害はまだまだ多いし、それを克服するためには、世界の政治的、知的、道徳的な想像力が発揮されなければならない。この目的を達成するために国連はいつでもその役に立てる用意が出来ている。

1989年 9月12日

国際連合事務総長

ハビエル・ベレス・デクエヤル

国際連合広報センター

東京都港区南青山1-1-1

新青山ビル 西館22階

〒107 電話(03)475-1611~4

00011010200991

